

電気柵仕様書

電気柵器	1 2 V 蓄電池を電源とし、ソーラー充電ができる構造であるもの。 ・最大出力 9 0 0 0 V 以上であること。 ・出力周期は 1.5 秒以内であること ・設置延長以上の有効柵線距離があること。 ・バッテリーは直接風雨に晒されないようになっていること。 ・ソーラーパネルは本体に対応したものであること。 ・ソーラー及びバッテリーは本体と一体型であってもよい。	
アース	アース棒は長さ 3 0 cm 以上の鉄製（銅メッキ品）であるもの。 ・ 3 本以上が間隔をあけて設置できる構造であること。	
支柱	直径 1 0 mm 以上、長さ 9 0 0 mm 以上で、FRP 樹脂製のもの。 ・ 打撃部が打撃に耐える構造になっているか、専用のキャップを付属すること。	支柱間隔 4 m 毎に 1 本
柵線固定具	支柱に対応しているもの。 ・ 支柱一体型、金属製クリップ、樹脂製碍子のいずれかであること。	2 段張り
柵線	直径 2 mm 以上で化学繊維と金属線をより合わせたもの。 ・ 化学繊維は視認性の良い色を使っていること。 ・ 金属線は 6 本以上使用していること。	2 段張り
ゲート	支柱および柵線固定具に対応したもの。 ・ 把手部が樹脂製であること。 ・ 把手内部は柵線に緊張がかけられる構造であること。	2 段張り
危険表示板	2 0 0 × 1 0 0 mm 以上で、ポリエチレンまたは耐候性の樹脂被膜があるもの。 ・ 「きけん」の表記があり、文字がはっきりと視認できること。	1 0 0 m 毎に 1 枚
ジョイントクランプ （電気柵用ワイヤー 連結具）	ワイヤー φ2.5mm を接続可能なもの、アンダーグラウンドケーブルの連結に利用	
その他	日本電気さく協議会会員の製品であること。	

⇐間隔は必要に応じて調整をおねがいします。